

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和7年7月17日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市山科区上野御所ノ内町16番地の10		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） アバンティビル管理者 京都シティ開発株式会社 代表取締役 山田哲士			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	18台	台	台	18台
	冷蔵機器及び冷凍機器	台	台	台	台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	事業所で管理している第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が随時、情報を更新するなど、適切に管理している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には、管理担当者が登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に回収を依頼する。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	第一種特定製品は月次点検により機器に異常ないかチェックし、点検表に記録し保管している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には、フロン排出抑制法に従い、充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄する。また、破壊証明書が充填回収業者から回付されたことを確認し、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認する。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トッランナー機器）を導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。